

元気なうちに 財産を「家族信託」

認知症進むと家の売却・預金解約 困難に

認知症などで判断力が衰えると、財産が凍結される
ことがあると知っていますか？ 定期預金を解約できな
くなくなり、不動産を売却できなくなったり。こうした困
りごとを避けるため、元気なうちに家族に財産管理を任
せる「家族信託」が注目されています。

介護費の不安なくなった

「家族信託とは、財産管理に
住んでいた両親が、次世代
に、財産を管理したり処分
したりする権限を託す契約
だ。一般社団法人「家族信託普
及協会」によると、会員が携
わった契約は増えている。2
015年は31件、16年は13
9件で、昨年は1〜4月だけ
で127件に上るとい
川崎市の高橋千賀子さん
(50)は、家族信託で介護費の
不安を解消させた1人だ。
2年前、近くのマンション

ただ、有料老人ホームは利
用料が割高なので、お金の不
安が出てきた。そこで、マン
ションを売って、母の介護費
を捻出しようと考えた。
ところが、不動産業者に



老後の財産管理・継承の方法

司法書士・西本晋也さんへの取材から

○利点 ◆注意点

家族信託

- 家族全体の希望を反映した財産管理ができる
- ◆ 認知症になるなどして判断能力が衰えると、契約できず
- ◆ 信頼して託せる相手がない場合は、適さない

遺言

- 本人だけで「誰に財産を残すか」を決められる
- ◆ 判断能力が衰えると、作れない
- ◆ 亡くなるまで効力が発生しないので、生前の財産管理はできない

成年後見

- 判断能力が衰えた後でも始められる
- ◆ 本人の財産を守る・維持することが原則。家族のためには使いつづらなくなる可能性がある
- ◆ 専門家が後見人になると月2万〜6万円ほどの報酬が必要

守る方法」と聞き、これだと思
った。「お母さんを守るのには
お父さんしかいない。2人の
生活を助けたら」。父にそう
伝え、家族信託の契約を交わ
した。マンションは売却でき
た。高橋さんは認知症の症状
が進む前に、間にあった。介護
の悩みが一つ減ったと話す。
契約に携わった家族信託コ
ーディネーターの横手彰太さ
ん(46)は、「家族信託は、認
知症とお金の問題を解決する
ために有効。元気なうちにお
金の不安を取りのぞける」と
話す。

「認知症が進むと判断力が衰
えるため、売却の手続きがで
きなくなる」と言われ、驚い
た。そのとき成年後見制度を
紹介されたので、司法書士に
説明を聞きに行った。する
と、成年後見制度では、「父
名義の資産は原則、父本人の
ためだけに使えない」と説明
を受けた。このままではマン
ションを売って、母の有料老
人ホーム料金を充てること
が難しい。途方にくれた。
「家族信託」のセミナーに参加。
「家族で家族のために財産を

「親子で専門家に相談を」

家族信託の具体的な手続き
はどうなっているのか。
まず、司法書士や弁護士、
行政書士などの専門家に相談
し、信託の設計や見積もりを
作る。例えば、協会のホーム
ページ (<http://kazokus hintaku.org/>) で、最寄
りの専門家を調べられる。
家族で話し合い納得できたら、
信託契約を交わし契約書
を作る。親など財産を持って
いる側と、子どもなど管理や
処分をする側が契約する。
お金は信託契約専用の「信
託口座」を金融機関で作
り、管理する。不動産は、名
義変更手続きをする。
資産を管理・処分する人を
「受託者」と呼ぶ。受託者は

仕事を任せられるが、その財産
を取得するわけではない。依
頼した人の財産の権利はその
まま、名義は移る。前述の
高橋さんのケースで言えば、
不動産の名義は高橋さんにな
ったが、不動産自体や売却し
た代金が高橋さんのものには
ならない。受託者になったと
いうだけで、相続時に直接的
な恩恵は受けない。契約行為
なので理論上は遺縁や友人で
も受託者になれるが、近親者
がなるケースが大半という。
契約の費用は資産の量によ
るが、数十万円程度のケース
が多い。いちど契約すれば、
報酬などの固定費は原則発生
しない。家族の安心のために
受託者を見張る「信託監督
人」を置くことができる。
財産管理や継承の方法とい
えば、遺言や成年後見制度も
ある。ただ遺言は、本人が亡
くなるまで効力が発生しない
ので、生前の財産管理には対
応できない。また、成年後見
制度は、制度に詳しい専門家
によると「本人の財産を守

2018/2/21 朝日新聞東京本社版 33面

朝日新聞社に無断で転載することを禁じます 承諾番号：18-0796

(北村有樹子)